



目 次		
告 示		ページ
○漁船損害等補償法による同意成立（3件）	(漁業管理課) (2・2 揭示)	1
○漁船損害等補償法による付保義務消滅（3件）	( 〃 ) ( 〃 )	1
○保安林の指定予定の通知（8件）	(治山林道課)	1
○公有水面埋立ての免許の出願	(港湾・海岸課)	3
公 告		
○土地改良区の役員の就退任	(農業基盤課)	3
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	3

-----  
告 示  
-----

**高知県告示第44号**  
 漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項の規定により告示する。  
 平成26年2月2日（揭示済）  
 高知県知事 尾崎 正直

十市加入区  
**高知県告示第45号**  
 漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項の規定により告示する。  
 平成26年2月2日（揭示済）  
 高知県知事 尾崎 正直

上ノ加江加入区  
**高知県告示第46号**  
 漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項の規定により告示する。

平成26年2月2日（揭示済）  
 高知県知事 尾崎 正直

志和加入区  
**高知県告示第47号**  
 漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により平成22年2月高知県告示第56号で告示した次の加入区においては、同法第113条の2第1項第1号の規定により平成26年2月1日をもって当該加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が消滅したので、同条第2項の規定により告示する。  
 平成26年2月2日（揭示済）  
 高知県知事 尾崎 正直

十市加入区  
**高知県告示第48号**  
 漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により平成22年2月高知県告示第57号で告示した次の加入区においては、同法第113条の2第1項第1号の規定により平成26年2月1日をもって当該加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が消滅したので、同条第2項の規定により告示する。  
 平成26年2月2日（揭示済）  
 高知県知事 尾崎 正直

上ノ加江加入区  
**高知県告示第49号**  
 漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により平成22年2月高知県告示第58号で告示した次の加入区においては、同法第113条の2第1項第1号の規定により平成26年2月1日をもって当該加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が消滅したので、同条第2項の規定により告示する。  
 平成26年2月2日（揭示済）  
 高知県知事 尾崎 正直

志和加入区  
**高知県告示第51号**  
 農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。  
 平成26年2月4日  
 高知県知事 尾崎 正直

- 1 保安林予定森林の所在場所  
吾川郡いの町脇ノ山宇野久保234の1、235の1
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件  
(1) 立木の伐採の方法  
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
宇野久保234の1・235の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及びいの町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**高知県告示第52号**  
 農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。  
 平成26年2月4日  
 高知県知事 尾崎 正直

- 1 保安林予定森林の所在場所  
吾川郡いの町脇ノ山宇野久保228の1
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件  
(1) 立木の伐採の方法  
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
宇野久保228の1（次の図に示す部分に限る。）

- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及びいの町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**高知県告示第53号**  
 農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。  
 平成26年2月4日  
 高知県知事 尾崎 正直

- 1 保安林予定森林の所在場所  
吾川郡いの町足谷宇土居107の1
- 2 指定の目的

<p>土砂の流出の防備</p> <p>3 指定施業要件</p> <p>(1) 立木の伐採の方法</p> <p>ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 宇土居107の1（次の図に示す部分に限る。）</p> <p>イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。</p> <p>ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。</p> <p>（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及びいの町役場に備え置いて縦覧に供する。）</p> <p><b>高知県告示第54号</b></p> <p>農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。</p> <p>平成26年2月4日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 保安林予定森林の所在場所 吾川郡いの町高藪字尾立山216の2、220の1</p> <p>2 指定の目的 土砂の流出の防備</p> <p>3 指定施業要件</p> <p>(1) 立木の伐採の方法</p> <p>ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 宇尾立山216の2・220の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）</p> <p>イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。</p> <p>ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。</p> <p>（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及びいの町役場に備え置いて縦覧に供する。）</p> <p><b>高知県告示第55号</b></p> <p>農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の</p>	<p>規定により告示する。</p> <p>平成26年2月4日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 保安林予定森林の所在場所 吾川郡いの町足谷字ワサビ谷62の1、宇土居35、110の1、116の1、116の3、116の4、117の1、117の2、117の4、118の6</p> <p>2 指定の目的 土砂の流出の防備</p> <p>3 指定施業要件</p> <p>(1) 立木の伐採の方法</p> <p>ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 宇ワサビ谷62の1・宇土居35・110の1・116の1・116の3・116の4・117の1・117の2・117の4・118の6（以上10筆について次の図に示す部分に限る。）</p> <p>イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。</p> <p>ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。</p> <p>（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及びいの町役場に備え置いて縦覧に供する。）</p> <p><b>高知県告示第56号</b></p> <p>農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。</p> <p>平成26年2月4日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 保安林予定森林の所在場所 吾川郡いの町長澤字立橋234の10</p> <p>2 指定の目的 水源の涵養</p> <p>3 指定施業要件</p> <p>(1) 立木の伐採の方法</p> <p>ア 主伐に係る伐採種は、定めない。</p> <p>イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。</p>	<p>（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及びいの町役場に備え置いて縦覧に供する。）</p> <p><b>高知県告示第57号</b></p> <p>農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。</p> <p>平成26年2月4日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 保安林予定森林の所在場所 高岡郡四万十町茅吹手字新谷タニ189の18</p> <p>2 指定の目的 土砂の流出の防備</p> <p>3 指定施業要件</p> <p>(1) 立木の伐採の方法</p> <p>ア 主伐に係る伐採種は、定めない。</p> <p>イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。</p> <p>(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。</p> <p>（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び四万十町役場に備え置いて縦覧に供する。）</p> <p><b>高知県告示第58号</b></p> <p>農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。</p> <p>平成26年2月4日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 保安林予定森林の所在場所 高岡郡四万十町久保川字ヤケツ谷585の2、585の3、大道字ヤケツ1391の4、1391の6、1391の14、1391の15</p> <p>2 指定の目的 土砂の流出の防備</p> <p>3 指定施業要件</p> <p>(1) 立木の伐採の方法</p> <p>ア 主伐に係る伐採種は、定めない。</p> <p>イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。</p>
---	---	--

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び四万十町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第59号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第2条第1項の規定により公有水面の埋立てについて免許の出願があったので、同法第3条第1項の規定によりその要領を次のとおり告示する。

なお、その関係書面及び関係図書は、この告示の日から起算して3週間高知県土木部港湾・海岸課及び高知県高知土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成26年2月4日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 公有水面埋立免許出願者の住所及び氏名又は名称
高知市仁井田新築4319番
新高知重工株式会社 代表取締役社長 入佐 晃
2 埋立区域

(1) 位置
高知市仁井田字新築4319番及び4652番地先の公有水面

(2) 区域
次の各点を順次に直線で結んだ線及び点16と点1とを結ぶ平成25年の秋分の日満潮位(DLプラス1.86メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域
点1 基点A(街区三角点2038A 北緯33度31分02秒、東経133度33分53秒)から132度03分38秒270.04メートルの地点

- 点2 点1から181度07分33秒46.48メートルの地点
点3 点2から271度07分33秒8.70メートルの地点
点4 点3から1度07分33秒1.00メートルの地点
点5 点4から271度07分33秒36.60メートルの地点
点6 点5から181度07分33秒1.00メートルの地点
点7 点6から271度07分33秒1.50メートルの地点
点8 点7から1度07分33秒0.72メートルの地点
点9 点8から271度07分33秒21.98メートルの地点
点10 点9から1度07分33秒45.62メートルの地点
点11 点10から91度32分18秒1.86メートルの地点
点12 点11から90度59分21秒23.17メートルの地点
点13 点12から181度09分49秒23.04メートルの地点
点14 点13から91度53分58秒3.56メートルの地点
点15 点14から91度45分40秒37.26メートルの地点
点16 点15から1度09分30秒23.60メートルの地点

(3) 面積
2,186.79平方メートル

- 3 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置
高知市仁井田字新築4319番及び4652番地内並びに同市仁井田字新築4319番、4312番、4312番4及び4652番地先の公有水面

(2) 区域
次の各点を順次に直線で結んだ線及び点トと点イとを直線で結んだ線により囲まれた区域

- 点イ 基点A(街区三角点2038A 北緯33度31分02秒、東経133度33分53秒)から143度46分09秒221.37メートルの地点
点ロ 点イから1度13分58秒170.27メートルの地点
点ハ 点ロから91度21分11秒75.47メートルの地点
点ニ 点ハから180度00分00秒329.44メートルの地点
点ホ 点ニから270度00分00秒94.27メートルの地点
点ヘ 点ホから0度00分00秒160.30メートルの地点
点ト 点ヘから91度32分18秒15.14メートルの地点

(3) 面積
28,252.16平方メートル

- 4 埋立地の用途
製造業用地

5 出願年月日
平成26年1月22日

公 告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、高知県十市土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。
平成26年2月4日

高知県知事 尾崎 正直

Table with columns: 役名, 氏名, 住 所. Includes entries for 理事 (中沢 猛男, 土居 芳朗, 森尾 康夫, 山本 桂, 土居 正直, 前田 説三, 土居 匡, 弘光 宏, 山本 雅司, 鍋島 正昭) and 監事 (山本 勉, 鍋島 泰男).

Table with columns: 理事, 氏名, 住 所, 住所. Includes entries for 理事 (中沢 猛男, 土居 芳朗, 森尾 康夫, 山本 桂, 土居 正直, 前田 説三, 土居 匡, 弘光 宏, 山本 雅司, 鍋島 正昭) and 監事 (山本 勉, 鍋島 泰男).

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。
平成26年2月4日

高知県知事 尾崎 正直

Table with columns: 許可番号, 開発区域に含まれる地域の名称, 開発許可を受けた者の住所及び氏名. Includes entry for 平成25年8月2日 25高東土第1132号.